

実施方針の策定の見通しについて（令和2年度）

令和3年2月
一宮市

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第1項の規定により、下表のとおり実施方針の策定の見通しについて公表します。

特定事業の名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期	所管部署
（仮称）一宮市第1共同調理場整備運営事業	契約の日から 令和22年3月	（仮称）一宮市第1共同調理場に係る設計・建設業務及び維持管理・運営業務	一宮市浅井町 東浅井字大島地内	令和3年3月（予定）	教育文化部 学校給食課